

医療法人青樹会 行動計画（女性活躍推進法）

女性職員が仕事と家庭の両立がしやすい環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日までの3年間

2 内 容

目標 1 全ての部署において、全職員が本年度付与した有給休暇に対して50%以上を取得する。

<対策>

令和4年4月 ～

有給休暇の取得状況を公表し取得しやすい環境を整える。

令和5年4月 ～

有給休暇の取得率50%未満の職員を10%以下にする。

令和6年4月 ～

有給休暇の取得率50%未満を全職員が達成できる対策を講じる。